

以下ホームページ等を参照の上、申請必要な飛行か確認の上申請手続きを実施ください。

また、申請不要な場合も航空法をご理解の上、安全な飛行をお願いします。

日本模型航空連盟

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

国土交通省ホームページを参照ください

(随時更新されています、申請都度ご確認ください)

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html#a。

1. 飛行ルールの対象となる機体

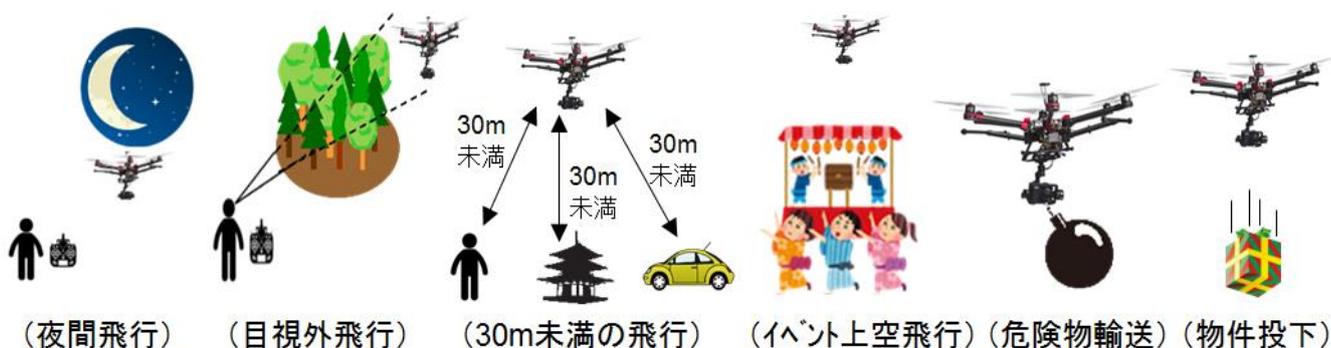
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000040.html

2. 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域について

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html

許可が不要な空域でも、飛行の目的や飛行方法によっては、許可が必要となります

<承認が必要となる飛行の方法>



3. 許可・承認手続きについて

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html

4. ドローン情報基盤システム（飛行情報共有機能）

<https://www.fiss.mlit.go.jp/top>

利用案内

<https://www.fiss.mlit.go.jp/public/api/operationsManualPDF?lang=ja>

ドローンの多くはこのサンプルに該当しないので、飛行条件に合わせて申請のこと

(有視界飛行の遠隔操縦のみ利用のこと)

記入は全て青字での記入が好ましい。

(様式 1)

●●●●年 ●●月 ●●日

管轄の空港事務所長宛へ申請。
リスト参照のこと

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書

新規 更新^{※1} 変更^{※2}

●●●●空港事務所長 殿

何れかにチェック

クラブの会長等、責任者の名前、住所、携帯番号、メールアドレスを書き込む。

【代行申請】

氏名又は名称 連盟飛行クラブ
代表 連盟 太郎

及び住所 東京都港区新橋1-18-1

(連絡先) 090-●●●●●●-●●●●●●

support@jmaf.jp

申請したい期間の年月日を記入する。最長1年。日の出～日没は必ず記入する。更新の場合は、前期限の翌日から一年間

航空法（昭和27年法律第231号）第132条第2項第2号の規定による許可及び同法第132条の2第2項第2号の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 警備	<input type="checkbox"/> 農林水産業
		<input type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス	
		<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守	<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配	
		<input type="checkbox"/> 自然観測	<input type="checkbox"/> 事故・災害対応等		
	<input checked="" type="checkbox"/> 趣味				
	<input type="checkbox"/> 研究開発				
	<input type="checkbox"/> その他（				
飛行の日時 ^{※3}	令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日 日出～日没				
飛行の経路 ^{※4} (飛行の場所)	●●●●県●●●●市●●●●付近 ●●●●川水面及び河川敷上空 (別紙1参照)				
飛行の高度	地表等からの高度	400m	海拔高度	420m	
申請事項及び理由	飛行禁止空域の飛行 (第132条関係)	<input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称) <input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称) <input checked="" type="checkbox"/> 地表又は水面から150m以上の高さの空域 <input type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空			
		【飛行禁止空域を飛行させる理由】 競技会参加の為の練習、その他個人の趣味の飛行のため。			

申請は飛行開始日の10開庁日前までに行う

海拔を含めた高度を10m単位で記入

変更しない

飛行経路は具体的に●●●●県●●●●市●●●●川●●●●橋上流●●●●m付近 水面及び河川敷、等具体的に記入する。

高度は400m以下で2 ページ備考のように管轄航空管制部に問い合わせ後、問題ないとの回答高度を記入する。例:400m

その他参考になる事項と
備考以外は変更しない

(次頁に続く)

<p>飛行の方法 (第 132 条 の 2 関係)</p>	<p><input type="checkbox"/>夜間飛行 <input type="checkbox"/>目視外飛行 <input type="checkbox"/>人又は物件から 30m以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/>催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/>危険物の輸送 <input type="checkbox"/>物件投下</p> <p>【第 132 条の 2 第 1 項第 5 号から第 10 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】</p>
<p>無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項</p>	<p>■別添資料のとおり。 様式 2、別紙 1、別紙 3 及び別紙 4 のとおり。機体には別紙 3 クラブ員名簿の識別番号を表示する</p> <p><input type="checkbox"/>変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。</p>
<p>無人航空機の機能及び性能に関する事項</p>	<p>■別添資料のとおり。様式 2 のとおり確認済。 日本模型航空連盟が定める仕様、別紙 4 のとおり。</p> <p><input type="checkbox"/>変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。</p>
<p>無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項</p>	<p>■別添資料のとおり^{※5}。様式 3 及び別紙 3 のとおり 十分な操縦経験を有しており、意図した経路を、維持して飛行させる事ができる。</p> <p><input type="checkbox"/>変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。</p>
<p>無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項</p>	<p><input type="checkbox"/>航空局標準マニュアルを使用する。 <input type="checkbox"/>航空局ホームページに掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 団体等名称： 飛行マニュアル名称：</p> <p>■上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。 <input type="checkbox"/>変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】</p> <p>許可承認番号：●●運第●●●●号 許可承認日：令和●●年●●月●●日 ※許可承認書の写しを添付すること。</p>

(次頁に続く)

更新変更の場合前回の許可番号、許可承認日を記入、Copyを添付する

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
 - ・催し場所の上空における飛行
- ※4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
 - ・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行
 - ・地表又は水面から150m以上の高さの空域における飛行
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
 - ・夜間における目視外飛行
 - ・補助者を配置しない目視外飛行
 - ・催し場所の上空の飛行
 - ・趣味目的での飛行
 - ・研究目的での飛行
- ※5 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

(様式 2)

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

製造者名	自作	名 称	別紙 1 の無人航空機の特徴欄による
重量※ ¹	日本模型航空連盟規定による	製造番号等	別紙 3 クラブ会員名簿の識別番号による

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には、3. の項も記載すること。

改造の有無 : 改造していない / 改造している (→改造概要及び3. を記載)

改 造 概 要

3. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること (構造上、必要なものを除く。)	■適 / □否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	■適 / □否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	■適 / □否
遠隔操作の機体※ ²	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	■適 / □否 / □該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行 (上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング (回転翼機)、下降等) ができること。	■適 / □否 / □該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	■適 / □否 / □該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	■適 / □否 / □該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	■適 / □否 / □該当せず
自動操縦の機体※ ³	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否 / ■該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行 (上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング (回転翼機)、下降等) ができること。	□適 / □否 / ■該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	□適 / □否 / ■該当せず

※¹ 最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。

※² 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

※³ 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

(様式3)

クラブ名に続き会員と書き込む

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者：「**●●●**フライングクラブ会員（別紙3）」

確認事項		確認結果
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	一般 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	遠隔操作の機体※1 GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。 GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
能力	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否
	※2 飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 否

※1 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※2 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

皆さんのクラブの状況に適時修正を加えてください。事務所管理官によっては若干違いもありますのでご理解ください。

ドローンの多くはこのサンプルに該当しないので、飛行条件に合わせて申請のこと（有視界飛行の遠隔操縦のみ利用のこと）